厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　広島県乗用自動車厚生年金基金

2．事務所の所在地　広島県広島市西区観音新町一丁目７番71号

3．設立事業所の名称及び所在地　広交タクシー株式会社　広島県広島市西区、広島近鉄タクシー株式会社　広島県広島市南区、有限会社カープタクシー　広島県広島市南区、福助タクシー株式会社　広島県広島市中区、鯉城タクシー株式会社　広島県広島市西区、株式会社中央タクシー　広島県広島市南区、有限会社つるみタクシー　広島県広島市南区、中国タクシー株式会社　広島県広島市東区、つばめ交通株式会社　広島県広島市東区、有限会社胡タクシー　広島県広島市南区、有限会社宝塚タクシー　広島県広島市東区、関西タクシー株式会社　広島県広島市東区、有限会社かもめタクシー　広島県広島市南区、株式会社日の出タクシー　広島県広島市中区、有限会社広三自動車　広島県広島市南区、有限会社ドリーム交通　広島県広島市南区、株式会社草津タクシー　広島県広島市西区、鯉城交通株式会社　広島県広島市西区、有限会社福三タクシー　広島県広島市西区、有限会社ひまわりタクシー　広島県広島市南区、有限会社はとタクシー　広島県広島市東区、有限会社段原タクシー　広島県広島市南区、庚午タクシー有限会社　広島県広島市西区、有限会社広島合同タクシー　広島県広島市東区、太陽タクシー株式会社　広島県広島市安芸区、有限会社旭タクシー　広島県広島市東区、有限会社日の丸タクシー　広島県安芸郡熊野町、株式会社江能交通　広島県江田島市、有限会社中野タクシー　広島県広島市安芸区、安芸交通株式会社　広島県安芸郡熊野町、有限会社大栄タクシー　広島県呉市、有限会社能美タクシー　広島県江田島市、有限会社梅比良タクシー　広島県江田島市、三原交通株式会社　広島県三原市、有限会社幸崎タクシー　広島県三原市、備三タクシー株式会社　広島県尾道市、尾道合同タクシー株式会社　広島県尾道市、尾道交通有限会社　広島県尾道市、有限会社平和自動車　広島県尾道市、因島タクシー株式会社　広島県尾道市、アサヒタクシー株式会社　広島県福山市、グリーンタクシー株式会社　広島県福山市、中央交通有限会社　広島県福山市、松永タクシー株式会社　広島県福山市、株式会社山高タクシー　広島県福山市、大福タクシー有限会社　広島県福山市、ニコニコ観光株式会社　広島県福山市、中国タクシー株式会社　広島県府中市、大平交通株式会社　広島県尾道市、千年タクシー株式会社　広島県福山市、アシナトランジット株式会社　広島県府中市、有限会社谷本タクシー　広島県福山市、昭和タクシー有限会社　広島県府中市、帝釈峡タクシー株式会社　広島県庄原市、株式会社安全タクシー　広島県竹原市、有限会社吉名交通　広島県竹原市、有限会社西条タクシー　広島県東広島市、有限会社高屋タクシー　広島県東広島市、有限会社白市交通　広島県東広島市、瀬戸田タクシー有限会社　広島県尾道市、有限会社野呂山タクシー　広島県呉市、有限会社合同タクシー　広島県廿日市市、佐伯タクシー株式会社　広島県広島市佐伯区、黒田タクシー株式会社　広島県広島市安佐北区、株式会社日進タクシー　広島県広島市安佐南区、有限会社やぐちタクシー　広島県広島市安佐北区、加計交通株式会社　広島県山県郡安芸太田町、壬生交通株式会社　広島県山県郡北広島町、有限会社石田タクシー　広島県庄原市、有限会社三良坂タクシー　広島県三次市、有限会社駅前タクシー　広島県三次市、日の出タクシー株式会社　広島県庄原市、一般社団法人広島県タクシー協会　広島県広島市西区、有限会社神石タクシー　広島県神石郡神石高原町、有限会社八本松タクシー　広島県東広島市、広島県乗用自動車厚生年金基金　広島県広島市西区、広島地区タクシー事業協同組合　広島県広島市安芸区、一二三タクシー有限会社　広島県広島市中区、有限会社豊栄交通　広島県東広島市、協同組合タクシーセンター　広島県広島市南区、株式会社東広島タクシー　広島県東広島市、有限会社八本松交通　広島県東広島市、有限会社吉島タクシー　広島県広島市中区、株式会社城北タクシー　広島県広島市安佐南区、有限会社甲立タクシー　広島県安芸高田市、エクシードタクシー有限会社　広島県府中市、有限会社えたじまタクシー　広島県江田島市、津江タクシー有限会社　広島県東広島市、有限会社芸備タクシー　広島県三次市、有限会社黒瀬タクシー　広島県東広島市、祇園交通株式会社　広島県広島市安佐南区、広島エアポート交通株式会社　広島県東広島市、株式会社矢野カープタクシー　広島県広島市安芸区、有限会社Ｂ＆Ｇ　広島県尾道市、株式会社廿日市カープタクシー　広島県広島市南区、株式会社宮島カープタクシー　広島県広島市南区

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成26年７月25日

平成26年８月８日

広島県広島市西区観音新町一丁目７番71号

広島県乗用自動車厚生年金基金

理事長　信原　　弘

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

1．代表清算人氏名　信原　　弘

2．住所　広島県広島市西区観音新町一丁目７番71号

平成26年８月８日

広島県広島市西区観音新町一丁目７番71号

広島県乗用自動車厚生年金基金

理事長　信原　　弘

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別男性、推定年齢60歳前後以上、所持金品は現金2556円、黒色リュックサック、小銭入れ等

上記の者は、平成22年４月10日午後５時00分頃、飯能市大字永田89番地の２西側山林内で発見された白骨化死体で、死亡時期は平成18年頃から平成21年頃の間と推定されました。飯能警察署で調査しましたが身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当市福祉部生活福祉課までお申し出ください。

平成26年８月８日

埼玉県　　飯能市長　大久保　勝

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～80歳位の男性、体格中肉、白髪混じり、身長168㎝位

上記の者は、平成26年５月30日午前７時10分頃、東京都港区海岸２丁目７番日ノ出埠頭先前海上にて遺体で発見されました。死亡日時は、不詳（推定平成26年５月下旬頃）。着衣は青ジージャン、黒パーカー長袖、黒Ｔシャツ、青ジーパン、黒スニーカーです。所持品は鍵束、腕時計１個です。身元不明のため、ご遺体は火葬に付し、ご遺骨は当区が保管しております。お心当たりの方は、港区保健福祉支援部生活福祉調整課まで申し出て下さい。

平成26年８月８日

東京都　　港区長　武井　雅昭

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成26年８月８日　　北海道野付郡別海町

1．墳墓等所在地　北海道野付郡別海町西春別54番地の１

1．墳墓等の名称　西春別駅前霊園

1．死亡者の本籍及び氏名　７号団地61・62区画　２体不詳

1．改葬を行おうとする者　北海道野付郡別海町別海常盤町280番地　北海道　野付郡別海町長　水沼　　猛